



2998

福医第 2363 号
平成 22 年 2 月 19 日

(社) 沖縄県医師会長 殿

沖縄県福祉保健部長 奥村 啓子

平成22年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の提出について

みだしのことについて、別添のとおり厚生労働省から事業募集がありますので、貴管下の医療機関への周知等につきまして協力をお願いします。

なお、各地区医師会及び当方（福祉保健部医務課）において把握している電子カルテシステム導入済みの病院については、直接文書を送付しております。

記

- (1) 提出期限：平成22年3月10日（水）
(2) 提出先：沖縄県福祉保健部 医務課
(3) 提出書類：地域診療情報連携推進事業計算書、別紙資料1～3、見積書、概念図、
その他参考資料

〈留意点〉

- (1)本事業の実施を希望する医療機関は、次の補助前提条件を満たしていること。
「何らかの地域医療連携が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関で、電子カルテシステムを導入済み、又は開発中であること。」

(2)正式に提出する前に、県担当まで仮提出すること。(メール又はFAX)

(3)書類は、原本を2部提出すること。

担当：医務課 医療対策班 神里
TEL : 866-2169
FAX : 866-2714
e-mail:kamizac@pref.okinawa.lg.jp

送付先一覧

	あ て 先
電子カルテシステムを導入済みの病院(県立病院除く) 出典：沖縄県医療機能調査 (平成19年3月) 等により把握	1. (社) 北部地区医師会病院 2. もとぶ野毛病院 3. 医療法人中部徳洲会 中部徳洲会病院 4. 特定医療法人敬愛会 中頭病院 (平成19年度事業で実施済み。) 5. 琉球大学医学部附属病院 6. 独立行政法人国立病院機構 沖縄病院 7. 総合病院 沖縄赤十字病院 8. 地方独立行政法人 那霸市立病院 9. 医療法人おもと会 大浜第一病院 10. 医療法人友愛会 豊見城中央病院 11. 沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院 12. 医療法人信和会 沖縄第一病院 13. 医療法人徳洲会 南部徳洲会病院 14. 医療法人緑水会 宜野湾記念病院 15. 特定医療法人仁愛会 浦添総合病院 16. 医療法人和の会 与那原中央病院 17. 宮古島徳洲会病院
県及び各地区医師会	18. (社) 沖縄県医師会 19. (社) 北部地区医師会 20. (社) 中部地区医師会 21. (社) 浦添市医師会 22. (社) 那霸市医師会 23. (社) 南部地区医師会 24. (社) 宮古地区医師会 25. (社) 八重山地区医師会
県立病院	26. 病院事業局県立病院課へ送付



医政医療発0215第1号
平成22年2月15日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局政策医療課長



平成22年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の提出について

平成22年度における標記事項に係る国庫補助事業の執行にあたっては、当該補助事業の補助効果等を考慮し、効率的な配分を行うこととしています。

については、下記により事業計画を提出していただきたいので、準備方よろしく御配慮願います。

なお、事業内容については、別添「地域診療情報連携推進費補助金実施要綱（案）」及び「地域診療情報連携推進費補助金交付要綱（案）」のとおりですが、変更となる場合がございますので御留意願います。

記

1. 事業計画書の様式

別添の様式にて提出願います。

2. 事業計画書の提出期限

平成22年3月17日（水）

3. 事業計画書の提出先

厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室

4. 採択方針

申請件数が多い場合、以下の条件を多く満たしているものを優先的に採択



します。

- (1) 以下の標準に則って電子的に診療情報提供が行われるか
 - ①患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
 - ②診療情報提供書（電子紹介状）
 - (2) インターネットを活用した予約システムが整備されるか
 - (3) 調剤薬局での調剤情報をシステムに反映できるか
 - (4) 情報システム管理に必要な人員が配置されるか
 - (5) 連携医療機関との情報共有・伝達の促進のための掲示板機能を有するか
- 例) ①安全管理マニュアル・感染防御マニュアル等の公開
②感染患者から検出された起因ウィルス・細菌の情報
③研修会等のお知らせ機能
④感染症法報告疾患の状況

地域診療情報連携推進事業計画書

事業区分	平成22年度地域診療情報連携推進事業
------	--------------------

開設者名	
施設名	
所在地	

1. 医療施設の概要

許可病床数（平成21年 月 日現在）							
一般 床	療養病床 床	精神 床	感染症 床	結核 床	計 床	(うちICU) 床	(うちCCU) 床
標榜診療科名							
内科・心療内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・気管食道科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・その他()							
一日平均外来患者数 名 (平成21年4月1日～平成22年2月28日)							
一日平均入院患者数 名 (平成21年4月1日～平成22年2月28日)							

2. 今回の実施事業概要（具体的にご記入下さい）

※文章にて記載すること。別紙不可。

※当該事業の詳細な見積書及び別紙資料もあわせて提出願います。

別紙資料

1. 地域における貴院の役割を具体的にご記入ください。

--

2. 連携機関（病院、診療所、薬局等）との具体的な連携内容をご記入ください。

--

3. 今後の構想について具体的にご記入ください。

--

4. 構築を予定しているWeb型電子カルテシステム、または地域共同利用型データセンターを活用したネットワークのすがたをA4用紙5枚以内（概念、物理：別紙にて添付也可）で図示してください。※特に電子カルテシステムの機能及びデータの保存法等。

5. 当該事業における連携機関数を病院、診療所ごとにご記入下さい。

連携機関数	施設
(うち 病院	施設、診療所
	施設)

6. Web型電子カルテシステム、または地域共同利用型データセンターにおいて、どのようなネットワークセキュリティを構築するのか、具体的にご記入ください。

7. 以下の項目について、「○」または「×」でご記入ください。

① 患者診療情報提供書及び電子診療情報データ提供書（患者への情報提供）が電子的に行われるか。

② 診療情報提供書（電子紹介状）が電子的に行われるか。

③ インターネットを活用した予約システムが整備されるか。

④ 調剤薬局での調剤情報をシステムに反映できるか。

8. 情報システム管理に配置されている人員（専任）数

人

9. 連携医療機関との情報共有・伝達の促進のための掲示板機能を有する場合は、その機能を記入してください。

- 例) ①安全管理マニュアル・感染防御マニュアル等の公開
②感染患者から検出された起因ウィルス・細菌の情報
③研修会等のお知らせ機能
④染症法報告疾患の状況等

地域診療情報連携推進費補助金実施要綱（案）

第1 Web型電子カルテシステム導入型

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関が、セキュリティを確保したインターネット等を介しての電子カルテシステムの活用や情報共有の推進が図られることにより、地域診療情報連携及び電子カルテシステムの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

地域の中心的役割を果たしている医療機関において、既に導入済みの電子カルテシステム、又は開発中の電子カルテシステムを基にWeb型電子カルテシステムを開発・導入し、連携する医療機関がセキュリティを確保したインターネット等を介して、その電子カルテシステムの活用や情報共有を実施するものとする。

4. 整備対象

Web型電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

(1) 前提条件

- ① 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- ② 既に何らかの地域医療連携が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関に電子カルテシステムが導入済、又は開発中であること。

(2) 導入システムの規格等

- ① 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。
- ② 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格を実装すること。
- ③ 連携機関において、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムの利用（診療録等の作成又は情報共有のための閲覧）ができること。

(3) その他

- ① 構築したWeb型電子カルテシステムの効果を検証し、その効果を補助金の交付年度から3か年、別紙により厚生労働省に提出すること。
- ② 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

第2 地域共同利用型データセンター設置型

1. 目的

地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々医療機関が行っている医療情報の管理経費の軽減、互換性の確保等を目的とする。

2. 事業の主体性

都道府県（委託を含む）

3. 事業内容

地方公共団体を核とする診療情報ネットワーク形成の基盤を作るため、診療情報を電子保存するための共同利用型データセンター設置に係るシステム開発等の事業を行うものとする。

4. 整備対象

共同利用型データセンター設置のために必要な備品購入費（システム設計・開発費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 設備に関しては、「情報システムの設備ガイド JEITA ITR-1001B（作成：コンピュータ室設備専門委員会、情報処理標準化運営委員会 発行：社団法人 電子情報技術産業協会）」によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。
- (3) 運用に関しては、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の外部保存に係る部分によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。

別紙

地域診療情報連携推進事業補助金の交付を受けた医療機関における事業実績報告書

医療機関名 : _____

補助金交付年度 : 平成 _____ 年度

① 参加連携医療機関数（3月31日現在）

病院数	
診療所数	
その他	
薬局	
○○○	
・	
・	
合　計	

② 患者登録者数（3月31日現在）

_____ 人

③ 紹介患者数（連携医療機関から紹介された患者数）

_____ 人

④ 逆紹介患者数（連携医療機関へ紹介した患者で、診療情報提供料を算定した患者数）

_____ 人

⑤ その他（Web型電子カルテの導入によるメリット・改善点等について適宜記載）

※ ①、②については、毎年度3月31日現在を記入することとし、③、④については、当該年度の延べ人数を記載すること。

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱（案）

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 年 月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知の別紙「地域診療情報連携推進費補助金実施要綱」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。
- (1) 都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う Web 型電子カルテシステム導入事業。
 - (2) 都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>(1) Web 型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事料を含む。）</p> <p>(2) 地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費（取付工事料を含む。）、委託料</p>

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 厚生労働大臣は、6 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

12 特別の事情により、4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成年度厚生労働省所管

書謂金助補費進推擣報青情連埠域診療

地方公共团体名

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 - 2 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 - 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金申請額 金 円

2 経費所要額調書（別紙1）

3 事業計画書（別紙2）

4 添付書類

（1）平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）

（2）その他参考となる資料

別紙 1

(1) 所要額等

書 請 頁 客 要 所 費 経

(補助事業者名)

1

(2) 支出予定額内訳

) (補助事業者名

区分	支出予定期額	積算	内訳
	円		

別紙2

土地或診療情報運搬推進事業宣言書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容 (○○○型)

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—	—	—
補助対象外		円	円	
小計	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日 厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 平成 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
 - (2) 契約書の写し及び検収調書の写し
 - (3) その他参考となる資料

(1) 支出額等

書問客算精費經

名業者事助補(

(2) 支出済額内訳

)(補助事業者名

区 分	支出済額	支 出	内 訳
	円		

別紙2

地域診療情報連携推進事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容(○○○型)

品名	数量	単価	金額	設置場所
補助対象分		円	円	
小計	—	—	—	—
補助対象外		円	円	
小計	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成 年度
地域診療情報連携推進費補助金について、地域診療情報連携推進費補助金交付要綱 5
(8) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は
事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額(要国庫補助補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)